

島本町教育委員会 会議録（令和5年第12回 定例会）

日 時	令和5年11月22日（水） 午前9時30分 ～ 午前9時50分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、 細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）岡澤潤課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	
議 題	第26号報告 令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について 第33号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について 第34号議案 島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について 第35号議案 令和5年度教育費補正予算（案）について
議 決 事 項	第33号議案、第34号議案、第35号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長

本日、出席者は5名です。定数を満たしておりますので、令和5年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、細見教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、細見教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第26号報告「令和5年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第26号報告「令和5年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、令和5年11月28日に開かれる町議会11月臨時会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の準備日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

議案資料4ページを御開きください。

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に係る補正予算になりますが、令和5年人事院勧告の改正内容に準じたものとして、12月1日から会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給月数の引上げ改定がされる予定であることから、予算の不足分を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものとした

します。

それでは、第33号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第33号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

資料の5ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

資料の8ページを御覧ください。

提案理由は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの」でございます。

主な改正内容につきましては、議案の概要で記載しております。

まず、1点目は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」における、認定こども園の認定又は認可を受けるための都道府県への協議について、定める規定の整理に伴い、引用条項の改正を行うものでございます。

次に、2点目は、国基準における特別利用教育の規定に関する読替規定の整理に伴い、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料9ページを御覧ください。

まず、1点目につきましては、「特定教育・保育の取扱方針」についての第16条関係でございます。

認定こども園については、これまで、指定都市や中核市においては、認定しようとする際に都道府県知事と事前に協議をし、その上で、認定したときに、都道府県知事に申請書の写しを提出することとなっていました。今般の関係法令の改正により、事前の協議が不要となり、事前通知のみとなったことから、「就学前の子どもに関する教育、保育

等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条第10項が削られ、第11項以降が繰り上がったため、項ずれが生じたことにより、本町条例第16条第1項第2号において、引用条項の改正を行うものでございます。

次に、2点目につきましては、「特別利用教育の基準」についての第37条関係でございます。

国基準の改正の一部が影響する、本条例第37条第3項において「認定こども園又は幼稚園」を「特別利用教育を提供している施設」に読み替えるものでございます。

いずれの条項の改正も上位法及び政令等の改正に伴う所要の改正であり、本町の就学前教育・保育の運営に影響するものではございません。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

なかなか条例は読みにくいですが、今の説明は簡潔でとても分かりやすかったです、ありがとうございました。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第34号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第34号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の

一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の13ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則改正の改め文でございます。

続いて、25ページをお開きください。

まず、提案理由は、学童保育室保育料等を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要については、本年8月22日の教育委員会議にて説明いたしました島本町立学童保育室設置条例の一部改正にて、おやつ代を含む学童保育室保育料を定額8,500円としたことに伴い、世帯の市町村民税課税状況等による減免等を規定するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、議案資料26ページからの新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

28ページの別表第2（第8条関係）でございます。こちらについては、先般の条例改正において、これまでの学童保育室保育料については、所得税を根拠として階層ごとに算定していたところ、おやつ代を除き定額7,000円とした上で、階層ごとに減免することとし、その算定には保育室保育料同様に市町村民税所得割等を根拠とするよう規則にて規定するものでございます。

29ページの別表第3（第8条関係）でございます。こちらについては、これまで、要領で規定しておりました減免規定を規則にて規定するとともに、先般の条例改正にておやつ代を1,500円と規定したことに伴い、アレルギー等医療的な観点で月の全日おやつを提供を受けない場合は、減免することができると規定したものです。

最後に、施行期日は、先般の改正条例に合わせて令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　　　　　これより、本案に対する質疑を行います。
　　　　　　　　　　質問のある方は、挙手願います。
　　　　　　　　　　（「なし」の声あり）

教育長 　　　　　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。
　　　　　　　　　　これより、本案に対する討論を行います。
　　　　　　　　　　（「なし」の声あり）

教育長 　　　　　　ないようでございますので、討論を終結いたします。
　　　　　　　　　　それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませぬか。
　　　　　　　　　　（「異議なし」の声あり）

教育長 　　　　　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
　　　　　　　　　　それでは、第35号議案「令和5年度教育費補正予算（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 　　　　それでは、第35号議案「令和5年度教育費補正予算（案）について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、令和5年12月13日から開かれる町議会12月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案資料37ページを御開きください。

始めに、歳出でございます。

下段の歳出内訳説明書の教育センター費、教育相談事業の費用弁償7万6千円につきましては、新たに通勤に係る費用弁償が必要な会計年度任用職員を任用するなど任用状況により増額するものでございます。

次に、学校管理費（小学校費）、学校管理事業の費用弁償39万7千円につきましては、先ほどと同様に、新たに通勤に係る費用弁償が必要な会計年度任用職員を任用するなど任用状況により増額するものでございます。その下の燃料費35万円につきましては、ガス使用量の増加より増額するものでございます。更に、その下の庁用器具費109万6千円につきましては、第一小学校において、令和6年度にクラ

ス数が増加する見込みであることから、必要物品を購入するため増額するものでございます。

次に、教育振興費（小学校費）教育振興事業の消耗品費 1, 220 万円につきましては、採択替えをした小学校使用教科書の指導書等について、新たに購入するため増額するものでございます。

次に、学校管理費（中学校費）、学校管理事業の燃料費 10 万円につきましては、ガス使用量の増加より増額するものでございます。

議案資料 38 ページを御開きください。

続いて、債務負担行為でございます。

今回、4 件の債務負担行為を設定しております。

設定理由としましては、それぞれ、令和 6 年度当初から直ちに業務または使用を開始できるよう、本年度中に契約を締結する必要があるため、又は速やかに工事に着手する必要があることから、本年度中に契約を締結する必要があるため設定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

学校管理費（小学校費）、第一小学校のクラス増ですが、どのくらい見込んでおられるのかということと、4 年に 1 回の教科書の採択替えについて、いつもこの時期の補正予算で計上していましたでしょうか。

教育総務課長

クラス数の増でございますけれども、新 5 年生で 1 クラス増を見込んでおります。35 人学級ですので、70 人を少し超える見込みでありますことから、2 クラスから 3 クラスに 1 クラス増という計算をしております。

教育総務課参事

教科書採択替えに伴う指導書の購入の補正予算に係るタイミングについてですけれども、4 年前も 12 月補正で対応していたという状況でございます。

教育委員

教科書が新しくなって、指導書というのは教科に 1 冊なのでしょうか。それとも複数冊準備されるのでしょうか。

教育推進課長

大きなセットというものが学年に 1 冊、朱書きのものが各クラスに

1冊ずつということです。

教育委員

教科書の採択替えに伴って補正でいつもされるということですがけれども、中学校の採択替えも控えていますけれども、毎回教科書については時期が前もって読めているけれども補正でされるというのが通例だということでしょうか。

教育総務課参事

補正になる理由につきましては、教科書・指導書の単価が分かる時期がこのタイミングになる関係で、補正予算で上げているというところになります。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和5年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。